

補助金等に関する基本方針

平成17年9月 策定

令和7年10月 改定

矢吹町

はじめに

矢吹町における補助金等の交付は、町の施策推進において重要な役割を担っている。現在、「矢吹町補助金等の交付に関する規則」により、交付申請、交付決定、実績報告などの事務手続きを規定しているが、補助金の交付基準、見直しに関する考え方が十分に浸透していない。そのため、町に補助金の要望があり、一度予算化されると、事業実績による効果の評価が不十分なまま交付が継続されたり、長年にわたり見直しされず交付されたりする例が見受けられる。また、本来自己負担とすべき経費が補助対象に含まれている例も見受けられる。

町民意識の高まりや行政の意識改革が求められる中で、公平性・公益性・有効性を確保するためには、補助金制度の抜本的な見直しが必要である。このため、補助金等に関する考え方と判断基準を方針として示すこととする。

なお、補助金等の支出における町の関与の必要性については、別途定めた「公的関与のあり方に関する基本方針」に基づくものとする。

1. 本方針の対象

町が公益上必要と認め、対価を伴わず支出する補助金（助成金・支援金などこれに類する性質を持つものを含む）及び町が公共的な利益を受けることに対して経費を支出する負担金を対象とする。

2. 補助金のあり方

（1）課題

補助金の交付は、行政サービスを補完する特定の事業・活動の推進や、公益的な町民活動を活性化する等、町の施策を展開する中で重要な役割を担ってきた。しかし、一方で次のような課題が見受けられる。

① 補助の長期化による既得権益化

一旦補助を行うと、補助金の交付が長期化し、社会情勢が変化しても見直せないことがあり、公平性が失われる。

② 交付団体の自立の阻害

必要最小限の補助をするべきところ、継続して補助を行うことで、補助金交付団体が補助金への依存を強め、自己財源の確保等、自力で運営する姿勢が希薄になる。

③ 補助金による効果検証が不十分

補助金を交付する町において、交付することで目的が達せられたとし、補助金による効果の検証が不十分になる。

(2) 現行補助金の種別ごとの課題

現行の補助金について、種別ごとの性格と課題を次のとおり整理する。

① 法令に基づく補助

性格：法令により義務付けられている。

課題：国・県の交付基準に沿った、妥当な事業内容か精査が必要。

② 団体運営費補助

性格：公益上必要な新たな団体の設立に際して、自立できるまでの一定期間、運営費に対して行う。

課題：長期間補助を受けているにも関わらず、自主・自立が認められない団体がある。

③ 外郭団体補助

性格：町業務の代替等を行っている団体へ行う。

課題：団体の自主性を尊重しつつ、事業運営や人員配置等の経営方針に町が関与し、透明性を確保する必要がある。

④ イベント補助

性格：公益的なイベント（各種大会）開催等に対して行う。

課題：例年通りの開催ではなく、真に多くの町民に波及する効果があるか精査が必要。

⑤ 事業費補助

性格：公益上必要な事業に対して行う。

課題：事業費積算を適切に行う必要がある。

助成的補助(建設、物品購入費)は当初導入時のみとし、終期の設定が必要。

扶助的補助は、社会情勢を勘案した合理的基準が必要。

⑥ 利子補給金

性格：町民や企業の借入金の利子差額に対して行うことで事業目的を達成する

課題：金利の下落により負担が少ない状況のため、必要性の精査が必要。

(3) 補助金交付の基本的な考え方と基準

補助金を交付する事業においては、公益性・必需性の観点からその公共性について適切に

判断する必要がある。（公的関与の要否に関する判断基準は別途定める「公的関与のあり方に関する基本方針」による。）加えて、国県補助金による財源等の財政状況や住民ニーズとの合致等、事業の効果などを総合的に踏まえたうえで判断を行うことが必要となる。補助金の交付を適正に行うため、以下に示す基準に基づき制度の運用を行う。

○補助金交付基準

	区分	判断項目	内容
1	事業内容	事業の公共性 （必需性・公益性）	・住民自治・社会福祉の推進、地域振興において高い必要性がある。 ・特定の者の利益に供することがない。
2		事業の有効性	・補助金交付事業の目的・内容が明示されており、効果が客観的指標に基づき認められる。 ・多様な主体と行政の役割分担の中で、真に補助が必要であり、最良の形である。（補助が無ければ、団体運営・事業実施ができない。）※¹
3		事業の公平性 ・透明性	・交付対象となり得る団体へ補助金の周知を行っている。 ・交付団体等の会計処理及び使途が適切である。
4	補助金の内容	補助対象経費 ・補助率	・団体運営経費への補助は原則行わない。 （新規設立団体に対する場合は除く） ・団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を含まない。 ・補助対象事業に直接関連性のない費用を含まない。 ・補助率は対象経費の50％を原則上限としている。 （国県補助等の財源がある場合は、それを除いた対象事業費に対する50％を上限とする） ・補助対象事業について、町に事務等の負担が生じる場合は相当額を減額している。※²

※¹ 交付団体の決算における繰越額が交付額を上回る場合は、原則補助不要と判断する。

※² 具体例：事業運営に伴う事務の一部を町職員が担う→人件費を減額

資料印刷等を町職員が行っている→消耗品費を減額

（４）補助金見直しの基本的な考え方と方針

補助金の継続交付については、町の財源のみによる同一事業に対する補助金は、原則として通算３年以内に終了することとする。継続の可否は、毎年度、補助金交付基準及び効果検証の結果に基づき判断するが、補助金の交付が引き続き必要とされる、合理的かつ相当な理由が認められる場合には、通算３年を超えて継続交付することも可能とする。見直しに際し

ての方針は以下のとおりとする。

○補助金見直し方針

	補助金の性質	見直し方法	方針
1	法令等により補助の実施が義務付けられている	経費精査	継続
2	財源の一部に国県補助金が充当され、町の負担が義務的	経費精査	継続 (国県補助金の終了に伴い廃止)
3	他市町村との協議等により町の負担が決定している	経費精査 (他市町村と協議)	継続
4	行政が実施すべき事業を補完して実施している	経費精査 ・補助縮小	継続
5	「補助金交付基準」に適合し、補助の必要性が認められる	経費精査 ・補助縮小	継続
6	既存の団体運営経費に対するもの	－	廃止（事業費補助金等へ切替）
7	施策の浸透、普及等により補助の目的が達成されたもの	－	廃止
8	行政関与の必要性が薄れているもの (補助金の交付を受けずに自力で運営できる)	－	廃止
9	社会情勢等の変化により、補助の目的・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	－	廃止 (年次縮減)
10	目的が十分達成されていない等事業効果が不明確、または目的があいまいになっている	－	廃止 (年次縮減)
11	その他、交付基準に適合しないもの	－	廃止
12	補助金以外に適切な支出方法が検討できる事業	委託費等への変更を検討	費目変更
13	補助の必要性は認められるが、類似の補助（委託）があるもの。	経費精査・ 同趣旨団体の 統廃合の検討	統廃合

（５）補助金の交付に係る検証等の実施について

補助金については、予算の単年度主義の原則及び効果的な事業執行を行うため、毎年度、所定の基準に基づき新規交付、継続、廃止等の判断を行うものとする。補助金の交付にあたっては、その状況に応じて所管課において別紙「補助金交付基準チェックシート/効果検証

シート」等の調書を7月末日までに作成し、必要書類と共に総括課（総務課）へ提出することとする。（当初予算以外で予算要求を行う場合は、各予算要求の公会計システム入力期限までに作成・提出する。）総括課においては、所管課から提出された資料について審査（必要に応じてヒアリング等の調査を実施）を行い、当該事業の予算措置の可否を検討する。また、効果検証等の結果は町ホームページ等での公表を行う。

なお、法令に基づく補助や、国・県等の財源のみを充当している補助事業については、調書の作成を要しないものとする。

3. 負担金のあり方

（1）課題

負担金とは、町が事業者等から公共的な利益を受けることに対してや、町が構成または加入している団体の必要経費等、一定の金額を負担するものである。負担金の内訳や算出過程を把握できないまま支出することが多く、負担金を支出する団体に経費縮減を働きかけることが十分にできていない。

（2）負担金の支出の可否と見直しの基本的な考え方

負担金支出の可否については、「公的関与のあり方に関する基本方針」及び前章までの補助金交付基準等に準じて取り扱うこととする。加えて、以下の基準に該当するものについては、原則負担金の支出を行わない。

- ① 情報収集を目的とするもの
- ② 研修を目的として職員が組織する団体に対するもの
- ③ 情勢の変化により目的の妥当性が無くなったもの
- ④ 当初の目的が達成されたもの。

（3）負担金の見直し

新規・継続に関わらず、所管課において、予算編成、組織機構調査、行政評価等の際に、本方針に基づき見直しの判断を行う。

補助金交付基準チェックシート/効果検証シート

作成年度	令和	7	年度
------	----	---	----

補助金等名称	●●●補助金				
交付団体	団体名		担当課		
	代表者		終期（予定）	令和	年度
	所在地				
補助金の 内容					

補助対象事業費（直近3ヵ年実績、次年度見込）						
令和4年度	1,000,000	円	（うち町補助金	500,000 円）	補助率	50%
令和5年度		円	（うち町補助金	円）	補助率	#DIV/0!
令和6年度		円	（うち町補助金	円）	補助率	#DIV/0!
令和8年度見込		円	（うち町補助金	円）	補助率	#DIV/0!

○交付基準チェックシート

区分	判断項目	内容	チェック			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度
事業内容	公共性 (必需性・公益性)	住民自治・社会福祉の推進、地域振興において高い必要性がある。 特定の者の利益に供することがない。				
	有効性	補助金交付事業の目的・内容が明示されており、効果が客観的指標に基づき認められる。				
		多様な主体と行政の役割分担の中で、真に補助が必要であり、最良の形である。 (補助が無いと団体運営・事業実施ができない。)				
	公平性 (透明性)	交付対象となり得る団体へ補助金の周知を行っている。 交付団体等の会計処理及び使途が適切である。				
補助金の 内容	補助対象 経費	新規設立団体に対する団体運営費補助である。				
		団体運営経費のうち、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を含まない。				
		補助対象事業に直接関連性のない費用を含まない。				
		補助率は対象経費（国県補助等の財源を除く）の50％を超えない。				
		補助対象事業について、町に事務等の負担が生じる場合は相当額を減額している。				
※交付基準を満たさない項目がある場合、交付する相当な理由						

補助金等交付による効果（数値等客観的な指標による直近3ヵ年の実績と次年度見込）						
交付団体全体の決算状況	令和6年度支出		千円	うち次年度への繰越金		千円

※翌年度から補助金等の交付を廃止する場合のみ記載

補助金等の交付を廃止することにより見込まれる影響

※4年以上継続して補助金等を交付する場合のみ記載

「補助金見直し方針」に基づく見直しの実施状況

4年以上継続して補助金等を交付する相当な理由